

生命保険契約に基づく特約年金に 対する所得課税

安井 栄 二

目 次

- 一 はじめに
- 二 事案の紹介
 - 1. 事案の概要
 - 2. 当事者の主張
 - 3. 判 決
- 三 判決の検討
 - 1. 福岡高裁判決の検討
 - 2. 長崎地裁判決と最高裁判決の相違点
 - 3. 最高裁判決の検討
 - 4. 類似事案への影響
- 四 特約年金に対する所得課税のあり方
- 五 結びに代えて

一 はじめに

生命保険契約とは、保険者が人の生存または死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するものをいい（保険法2条8号）、この契約が締結された後、被保険者が死亡した場合、保険金受取人は保険者（保険会社）から約定された死亡保険金を基本的に一括で受け取ることになる。ただし、この生命保険契約には特約が付されることもあり、その特約によって保険金を年金形式で受け取ることも可能となっている。

このような年金形式で受け取る保険金に対して、従来は次のような課税が行われていた。すなわち、まず、一定期間年金を受け取ることができる権利としての「年金受給権」に相続税が課され、そして実際に年金として受領した際にもその年金を雑所得として所得税が課されていたのである。このような従来の実務上の取扱いに対し、最高裁判所第三小法廷は2010年7月6日に本件年金に対する所得税課税を違法とする判決を下した。この判決は極めて大きな反響を呼び¹⁾、また従来の課税実務が最高裁により否定されたことによって、

1) 新聞やテレビ等のマスコミでは当日トップ級で報じられた。さしあたり日本経済新聞2010年7月6日付夕刊参照。

財務省および国税庁は、課税実務の変更や過去の同事例に対する税の還付方法の検討といった対応を余儀なくされた²⁾。

このように、本件最高裁判決は、年金形式で受け取る保険金に対する課税実務に多大な影響を与えた。しかしながら、その影響はさらに広がる可能性がある。たとえば特許権を相続した場合、特許権の時価はそれを保有することにより将来受けることができる補償金額の割引現在価値で評価され（財産評価基本通達140以下参照）、その評価額でもって相続人に相続税が課されることとなる。そして、その後相続人が補償金を受領するとそれに所得税が課されているのが現状である。すなわち、本件のように「年金受給権」に相続税が課せられた後に実際に受け取った年金に所得税を課することが違法であるとするならば、上記特許権に対する課税も違法とされるかもしれないということである。

そこで、本稿では、本件最高裁判決を福岡高裁判決も含めて詳細に検討することによって、本件最高裁判決の射程を明らかにする。そして、さらには年金形式で受け取る保険金に対する課税のあり方についても検討を加えることにしたい。なお、関係条文は本件事案当時から改正されており³⁾、混乱を避けるため、特に断り書きのない限り、以下では当時

2) 国税庁「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」（2010年10月20日）http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/pdf/01.pdf（visited at 12/14/2010）参照。

3) 本件事案における所得税法9条1項15号は、現行法では同条同項16号である。また、相続税法24条1項は平成22年度税制改正により改正されている。新法と旧法の規定は以下のとおりである。

相続税法24条1項（旧法）

定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次に掲げる金額による。

- 一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額。ただし、1年間に受けるべき金額の15倍を超えることができない。

残存期間が5年以下のもの	100分の70
残存期間が5年を超え10年以下のもの	100分の60
残存期間が10年を超え15年以下のもの	100分の50

相続税法24条1項（新法）

定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

- 一 有期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

- イ 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約としたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額
- ハ 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。第3号ハにおいて同じ。）を乗じて得た金額

の法令を前提とする。

二 事案の紹介

1. 事案の概要

原告Xの夫であるAは、B生命保険相互会社との間でAを被保険者、Xを保険金受取人とする生命保険契約を締結し、その保険料を負担していた。なお、この保険契約には、Aが死亡した場合に主契約に基づいて支払われる一時金（本件では4000万円）に加え、生活保障のため年金が支払われる特約が付されていた。この特約では、Aが死亡した場合、年金額230万円を主契約の受取人であるXに対して10年間支払うものとされ、また特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができるものとされていた。主契約の保険金の請求と同時に特約年金の現価の一時支払が請求された場合、この現価は、本件では2059万8800円とされていた。

平成14年10月28日にAが死亡したため、Xは、本件契約に基づく特約年金として、230万円を10年間毎年受け取る権利（年金受給権）を取得した。これに伴い、Xは、本件年金受給権の総額2300万円に0.6を乗じた1380万円を相続財産に含めて（相続税法3条1項および24条1項1号参照）、相続税の申告を法定申告期限までに行った。

また、Xは平成14年11月6日、B生命に対し、本件保険契約に基づき、年金の請求を行い、B生命は、230万円から源泉徴収税22万円余を差し引いた額をXに支払った。Xは、本件年金に所得税が課税されるのはおかしいとして更正の請求を行った。しかし、所轄の税務署長は、Xの主張を認めず、本件年金230万円から必要経費として認められた9万2000円を差し引いた220万8000円を同年中における原告の雑所得と認定し、還付を受けるべき額が4万円余になるとする更正処分を行った（その後、別の理由から還付を受けるべき額を19万円余とする減額再更正が行われている）。Xは、これを不服としてその取消しを求め、所定の不服申立を経た上で出訴した。

2. 当事者の主張

(1) 争点

本件の争点は、本件年金が相続税法3条1項1号のみなし相続財産に当たる否か、および所得税法9条1項15号により非課税とされるか否かという点である。

(2) Xの主張

Xの主張の要旨は、以下の3点である。

- ①生命保険金が年金で支払われる場合、同条項の「保険金」は、年金受給権（基本権と支分権）と支分権に基づいて支払われる年金のすべてを包含したものと解すべきであり、基本権である年金受給権のみを指すものではない。
- ②相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、

受給権という債権が将来現金化することにはかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけのことであるから、所得税法9条1項15号を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらない。

- ③本件年金が雑所得に当たるとして課税するのであれば、一時払の保険金であっても、相続開始時に受給権が発生し、その後、保険金を取得するのであるから、その取得時において一時所得又は雑所得として課税すべきことになるが、そのような取扱いになっていない。また、売掛金債権を相続し、将来それを回収して現金化した場合、その現金に対して課税はされないが、本件年金受給権について、みなし相続財産として相続税が課税された場合、将来年金を受け取った際、年金に対して所得税を課税すべきでないことは、上記売掛金債権の相続の場合と同様である。

(3) 課税庁の主張

課税庁の主張の要旨は、以下の5点である。

- ①相続税法3条1項1号にいう「保険金」とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実に受領する金銭を意味するものではない。したがって、本件のように、保険契約に基づいて定期金に関する権利（年金受給権）を取得した場合も、その年金受給権は相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、被相続人の死亡を原因として取得した相続財産とみなされる財産である。そして、現実に受領する保険金額やその受領の態様は、当該保険金等の受給権を評価する基準としての意味を持つにすぎないものである。
- ②本件年金は、現実に支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しない。また、基本債権たる本件年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日（年金の支払事由が生じた日）の到来によって生み出された支分権、すなわち基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金であり、また、2回目以降の各年金も、本件年金受給権に基づき、一定期日の到来によって生み出されてゆく支分権に基づくものであって、雑所得として所得税が課税される。
- ③本件年金のように支分権に基づいて取得した現金が雑所得に該当することは、所得税法施行令183条1項が、生命保険契約等に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法第4編第4章第2節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定をもうけていることから明らかである。
- ④所得税法9条1項15号は、相続（被相続人の死亡）という同一原因によって相続税と所得税とを負担させるのは、同一原因により二重に課税することになるので、これを回避し、相続税のみを負担させるという趣旨であり、本件年金のように被相続人の死亡後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではない。
- ⑤現実にも、相続税法24条1項1号に基づく本件年金受給権の価額（1380万円）は、本件年金受給権のみなし相続財産としての価額を算出するため、相続税法上定められた

評価方法に基づいて算定されたものであり、他方、本件の特約年金の現価の一時支払の請求が行われた場合、その「現価」は、特約基本年金額に算定率たる8.956を乗じて算出されるから、本件においては2059万8800円（230万円×8.956）となる。したがって、本件年金受給権と本件年金とは経済的価値が同一のものとはいえない。

3. 判 決

(1) 長崎地裁判決

長崎地裁は、以下のように判示して、Xの請求を認めた⁴⁾。

「相続税法3条1項は、相続という法律上の原因に基づいて財産を取得した場合でなくとも、実質上相続によって財産を取得したのと同視すべき関係にあるときは、これを相続財産とみなして相続税を課することとし、他方所得税法9条1項15号は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。このような税法の規定からすると、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。

本件年金受給権は、Aを契約者兼被保険者とし、原告を保険金受取人とする生命保険契約に基づくものであり、その保険金は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであるから、年金の形で受け取る権利であるとしても、実質的にみて原告が相続によって取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』に当たると解するのが相当である。」

「他方、本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する支分権に基づいて原告が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。

そして、……相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前

4) 長崎地裁判決に対する評釈としては、高野幸大「判批」ジュリスト1370号（2009年）249頁以下、品川芳宣「判批」税研132号（2007年）90頁以下、三木義一「判批」税理50巻2号（2007年）117頁以下、奥谷健「判批」税務Q A 61号（2007年）69頁以下、橋本守次「判批」税務弘報55巻5号（2007年）165頁以下、木島裕子「判批」税理50巻4号（2007年）138頁以下などがある。

記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。」

「また、確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する概念であり、債権の消滅時効の点（民法168条、169条）などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観念を、所得税法9条1項15号の解釈において、二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく（なお、相続税法3条1項1号の『保険金』を直ちに『保険金受給権』と解すべき根拠になるとも考えにくい）、上記のとおり、今後受け取るべき年金の経済的利益を原価に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上、このような経済的実質によって、二重課税か否かを区別することが所得税法9条1項15号の趣旨に沿う。

したがって、基本権と支分権の関係にあることないし法的には異なる権利と評価できるものであることは、それだけで二重課税であることを否定する根拠とはならない。」

（2）福岡高裁判決

課税庁の控訴を受けて行われた控訴審で、福岡高裁は、以下のように判示して、課税庁の控訴を認め、Xの請求を棄却した⁵⁾。

「……所得税法9条1項15号……の規定における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。

……本件年金受給権は、A（被相続人：筆者注）を契約者及び被保険者とし、被控訴人を保険金受取人とする生命保険契約（本件保険契約）に基づくものであり、その保険料は保険事故が発生するまでAが払い込んだものであって、年金の形で受け取る権利であるが、Aの相続財産と実質を同じくし、Aの死亡を基因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』に該当すると解される。そうすると、被控訴人は、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。

……被控訴人は、将来の特約年金（年金）の総額に代えて一時金を受け取るのではなく、年金により支払を受けることを選択し、特約年金の最初の支払として本件年金を受け取ったものである。本件年金は、10年間、保険事故発生日の応当日に本件年金受給権に基づい

5) 福岡高裁判決に対する評釈としては、浅妻章如「判批」税研148号（2009年）77頁以下、奥谷健「判批」税務Q A71号（2008年）44頁以下がある。また、福岡高裁判決を受けて本件事案に対する問題を検討した論文として、辻美枝「生命保険をめぐる相続税法および所得税法上の諸問題」税大ジャーナル13号（2010年）65頁以下がある。

て発生する支分権に基づいて、被控訴人が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである。』

(3) 最高裁判決

このような原判決に対して、最高裁は、平成22年7月6日判決において、以下のような判断を示した⁶⁾。

「……（所得税法9条1項）柱書きの規定によれば、同号（15号：筆者注）にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。』

「相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるどころ、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存

6) 最高裁判決に対する評釈としては、橋本守次「判批」税務弘報58巻14号（2010年）154頁以下、末永英男「判批」税務弘報58巻11号（2010年）120頁以下、大淵博義「判批」税理53巻14号（2010年）94頁以下、浅妻章如「判批」法学教室362号（2010年）45頁以下、拙稿「判批」税務QA102号（2010年）64頁以下などがある。また、最高裁判決を受けて本件特約年金に対する所得課税について検討する論文が発表されている。さしあたり、酒井克彦「みなし相続財産としての年金受給権に基づいて取得した年金への所得課税—最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決を素材として—（上）（中）（下—1）（下—2）」月刊税務事例42巻9号（2010年）1頁以下、同42巻10号（2010年）9頁以下、同42巻11号（2010年）1頁以下、同42巻12号（2010年）8頁以下、三木義一「最高裁年金二重課税判決の論理と課題」税経通信65巻10号（2010年）17頁以下、伊川正樹「相続税と所得税との関係をめぐる基礎的考察—いわゆる『年金の二重課税問題』を契機として—」名城法学60巻別冊「法学部創立60周年記念論文集」（2010年）124頁以下参照。さらに、ジュリスト1410号では、「生保年金二重課税最判のインパクト」と題した特集が組まれている。

期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものといえるべきである。」

三 判決の検討

1. 福岡高裁判決の検討

このように、長崎地裁と最高裁がXの請求を認めたのに対し、福岡高裁はそれを認めなかった。それでは、なぜ福岡高裁がXの請求を認めなかったのであろうか。福岡高裁の判決理由は端的にまとめると以下のとおりとなる。

「Xが受け取る年金は年金受給権に基づいて毎年発生する支分権により支払われるものであるから、これは『被相続人の死亡後に相続人に実現する所得』である。」

要するに、年金受給権と実際に受け取る年金は法的に異なるものであり、本件年金は所得税法9条1項15号の非課税所得に該当しないということである。

それでは、このような理解は果たして問題がないといえるのであろうか。そもそも「支分権」とは、「基本権」と対になる概念である。例えば、賃料を月額1万円とする賃貸借契約が結ばれた場合には、毎月1万円を請求できるという包括的な債権が「基本権」となり、毎月の弁済期が到来して債務者に具体的に請求できる債権が「支分権」となる⁷⁾。本件の場合、毎年230万円の年金を10年間請求できる権利（年金受給権）をXが取得し、その権利に基づいてXは1年目の年金を請求している。つまり、年金受給権が「基本権」であり、1年目の年金請求権が「支分権」にあたるのである。このように、法形式としてみると、たしかに「基本権」たる年金受給権と、「支分権」たるその後の年金（請求権）とは別の権利ということがいえる。

ただし、ここで次の点に注意が必要である。すなわち、「基本権」と「支分権」が法的に異なる権利であるとされるのは、具体的に発生した「支分権」のみを債権譲渡した場合の問題や消滅時効の起算日の問題など、あくまで私法上の関係において問題となっているということである。たとえば、上記例でいうと、賃貸借契約が解除されて「基本権」である包括的な債権が消滅したとしても、それまでに発生した「支分権」である具体的な債権も同時に消滅するというわけではない。また、「支分権」である具体的な債権は、「基本権」である包括的な債権と分離して譲渡することもできる⁸⁾。このように、「基本権」と「支分

7) 金子宏ほか『法律学小事典（第4版補訂版）』有斐閣（2008年）191頁。

権」は私法上区別されなければならない、本件においては1年目の年金が請求できるようになった日に「支分権」が発生したということになる。

しかしながら、「支分権」が発生したことによって所得税を課すというのであれば、「支分権」の発生によって「所得」が生じていなければならない。現行所得税法上、「所得」は基本的に「収入金額」から「必要経費」を控除して算定されるものである。そして所得税法36条によれば、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額」は、「その年において収入すべき金額」とされる。ここでいう、「収入すべき金額」とは、実現した収益、すなわちまだ収入が無くても「収入すべき権利の確定した金額」のことであると解されている⁸⁾。つまり、「所得」が生じているかどうかは、収入すべき権利が確定しているか否かによって判断されるのである。上記例であれば、弁済期が到来して「支分権」である具体的な賃料請求権が発生した時点で収入すべき権利が確定したことになるので、「所得」が生じているといえる。

それでは、本件において「支分権」が発生することによって、Xに「所得」が生じているのであろうか。まず、本件においてXは、被相続人の死亡によって年金受給権を取得している。この「基本権」たる年金受給権の内容は、「毎年230万円の年金を10年間請求できる」というものである。すなわち、Xは、年金受給権を取得したときに「10年間で総額2300万円を手にすることができる」という権利を取得したのである。つまり、この時点で2300万円を収入する権利が確定しているのである。そうすると、これは「収入すべき権利の確定した金額」ということができるのである。したがって、Xに「所得」が発生するのは、「支分権」が発生したときではなく、「基本権」である年金受給権を取得したときなのである。

ただし、本件年金受給権は、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解されるので、これは相続財産とみなされ、同時に相続税の対象となる。そうすると、年金受給権を取得することによって、一見所得税と相続税が両方課税されるようにみえる。しかし、所得税法9条1項15号では、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に対して所得税を課さないと規定されており、またその括弧書きで「相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む」と規定されていることから、年金受給権を取得したことによる所得税課税は行われないこととなっている。

それでは、年金受給権を取得したことにより、実際に年金を受領した時はどうなるのであろうか。まず、法的に「支分権」とされる各年の年金請求権は、年金受給権の内容である。そして、上述したとおり、年金受給権を取得した段階でその内容に係る所得がすでに発生していると考えられる。そのため、実際に年金を受領したとしても、その段階でさらに所得が発生したとは考えられないのである。そうであれば、仮に年金に対して所得税を

8) 我妻榮=有泉亨=川井健『民法2債権法(第3版)』勁草書房(2009年)33頁参照。

9) 金子宏『租税法(第15版)』弘文堂(2010年)241頁。

課してしまうと、年金受給権に対して所得税を課したことになり、所得税法9条1項15号の規定に反することになるのである。したがって、福岡高裁判決のいうように考えることはできないと思われる。

また、福岡高裁判決では触れられていないが、課税庁が控訴審において次のような主張を行っている。

「例えば、相続により取得した財産が果樹であったような場合には、当該財産の価額を評価するに当たり、基本的には、いわゆる収益還元方式の考え方により、当該財産の使用によって将来にわたって受け取ることのできる収益（収穫した果実の売却による収入）を、現価ないしその近似値に引き直す方法を採用するのが合理的と解される。

……

さらに、果樹には一定の寿命があり、毎年、果樹から果実を収穫すれば、その分だけ、当該果実から将来得られる収穫量の総計も減少すること、そのため、所得税法及び法人税法上も、果樹は減価償却資産とされていることに照らすと、当該果樹から得られる収益は、時の経過による当該財産の価値の減少と対応する関係にあるということが出来る。このことは、……本件年金受給権と本件年金との関係、すなわち権利の行使とそれに伴う価値の逡減という関係と基本的に同様である。そして、果樹が相続税の課税対象となった場合であっても、その後、当該果樹から得られる収益に対し、所得税が課税されることについては異論がない。すなわち、相続税の課税に際し、時の経過によって価値の減少する資産の価額を収益還元方式によって評価したからといって、その後に当該資産から得られる収益が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たるなどとは考えられていないのである。」

この主張は、年金受給権と年金を実際の果樹と果実になぞらえて、年金受給権に相続税を課し、年金に所得税を課しても問題ないとするものである¹⁰⁾。しかし、本件年金は支給総額が確定しているのに対して、実際の果樹については将来の収穫量は確定していない。また、そもそも本件年金は、法定果実でも天然果実でもない。このように、両者には明確な相違点があるので、課税庁がいうように、本件年金受給権と年金の関係を実際の果樹と果実の関係におきかえて考えることはできないのである。

2. 長崎地裁判決と最高裁判決の相違点

このように、福岡高裁の判決や課税庁の主張は、本件においては適切でないと思われる。これに対し、長崎地裁や最高裁はXの請求を認めている。その理由は、両裁判所ともに、本件年金が所得税法9条1項15号の非課税所得に該当するためであるとしているが、同号の趣旨の捉え方が長崎地裁と最高裁で微妙に異なっており、それによって最終的な結論も異なっている部分がある。そこで、以下では、長崎地裁判決と最高裁判決の相違点についてみていきたい。

10) この主張を肯定するものとして、浅妻・前掲注(5)77頁参照。

まず、長崎地裁は、所得税法9条1項15号の趣旨について、次のように述べている。

「所得税法9条1項15号は、このように相続税を課することとした財産については、二重課税を避ける見地から、所得税を課税しないものとしている。このような税法の規定からすると、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。」

すなわち、みなし相続財産とされたものも含めて相続により取得した財産には相続税が課せられており、当該財産にさらに所得税が課せられたのでは二重課税となるから、その二重課税を排除することが所得税法9条1項15号の趣旨であるということである。そしてその趣旨から、たとえみなし相続財産とは法的には異なる権利であったとしても、経済的には同一視できるものについては、やはり15号によって非課税となるべきであると解している。

その上で、「相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らか」であるとしている。

このような長崎地裁の考え方に対して、最高裁は次のように述べている。

「(所得税法9条1項15)号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

すなわち、所得税法9条1項15号が対象とするのは、相続税の対象となる財産を取得することにより生じる「所得」であるというのである。そして、その「所得」とは、「当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値」すなわち当該財産の時価であり、これは相続税の課税対象となる。そこで、これと「同一の経済的価値」であるものに対しては所得税を課さないことによって、相続税と所得税の二重課税を排除しようとするのが15号の趣旨であると解している。

このような考え方は、一見すると長崎地裁と同じように見える。しかしながら、所得税法9条1項15号が対象とするものの捉え方が微妙に異なっている。それは、長崎地裁が「財産」であると考えているのに対して、最高裁が「所得」であると考えている点である。

そして、最高裁は、その「所得」を「当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値」と捉え、本件では、相続税法24条1項1号により計算された金額（年金総額2300万円×0.6=1380万円）がそれに当たるとされた。

このような考え方の相違から、最終的な結論として、長崎地裁判決では本件年金全額が所得税非課税となるのに対し、最高裁判決では本件年金の一部が所得税の課税対象となることになった¹¹⁾。このような最高裁判決の考え方は、はたして妥当なのであろうか。以下では、この点についてみていきたい。

3. 最高裁判決の検討

前述したように、最高裁は、所得税法9条1項15号によって非課税とされるのは、相続税の課税対象となった「所得」であり、これと「同一の経済的価値」であるものも同号によって非課税になると解している。同号の規定は「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」と規定しているが、所得税法9条1項本文が「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定しているから、15号にいう「もの」とは「所得」を指すと考えることは妥当であると思われる。したがって、年金受給権と実際に年金を請求する権利が法的に異なる権利であるとしても、これが同一の「所得」であれば、年金は所得税が非課税となるはずである。

この点、最高裁は、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない「所得」を「当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値」と捉えている。いいかえれば、これは当該財産の「時価」である。そして、当該財産が年金受給権である場合、受けるべき年金の総額に相続税法24条1項1号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額とされ、相続税の課税対象となる。これは、受けるべき年金の総額の当該年金受給権取得時における割引現在価値であり、最高裁はこれを年金受給権の「時価」と捉えている。その上で、最高裁は、「年金の支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである」と述べている。

このような最高裁の論理は、必ずしも適切であるとはいえないと思われる。それは、年金受給権の「時価」が15号により所得税の課税対象とならない「所得」であると解している点である。確かに、通常の相続財産については、その評価方法に関して相続税法22条が「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価……による」と定めている。そして、その「時価」とは、相続時における当該財産の経済的価値であり、相続によってこの経済的価値を取得することは、「所得」を得たことになる。ただし、所得税法9条1項15号はそれを非課税としているのである。

11) なお、本件事案では1年目の年金の所得税課税が争われたが、最高裁判決では、1年目の年金請求は年金受給権取得と同時に行為されるとして、所得税課税を認めなかったため、判決の結論は長崎地裁と異なっていない。

しかしながら、本件のような年金受給権の価額は、相続税法24条という「特別の定め」により計算される。したがって、相続税法24条1項1号によって計算される金額は、年金受給権という財産の相続税法上の評価額であり、必ずしも「時価」を指すものではないと考えるべきである。そして、本件における年金受給権の内容は「10年総額2300万円」であり、これが本件年金受給権の経済的価値なのである。

さらに、そもそも「所得」とは「収入」から「必要経費」を控除した概念である。この点所得税法36条は、「収入金額とすべき金額」を「その年において収入すべき金額」と定めている。そして、前述したように¹²⁾、この「収入すべき金額」とは、「収入すべき権利の確定した金額」のことでありと解されている¹³⁾。これを前提に、最高裁判決の論理を当てはめていくと、Xが年金受給権を取得したときに「収入すべき権利の確定した金額」となるのは、年金受給権の時価とされる、相続税法24条1項1号によって計算された年金受給権の評価額1380万円（年金総額2300万円×0.6）であるということになる。

しかしながら、Xが年金受給権を取得したときにXの下で発生した権利は「10年で総額2300万円を受け取る」というものであり、この権利の内容そのものが「収入すべき権利の確定した金額」となるはずである。そうすると、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない「所得」は、10年間の年金総額ということになり、本件において年金に所得税を課することはできないと思われる。したがって、本件のような年金に所得税を課すことを認める最高裁判決の論理は、適切でないと思われる。

4. 類似事案への影響

そうであるとはいえ、最高裁判決は確定しており、今後同種事案については、判例変更が無い限り、本件最高裁判決の論理に沿った取扱いが行われることになる。そこで、本判決の射程がどこまで及ぶのかが問題となる¹⁴⁾。

この問題を検討するにあたって参考となるのは、国税庁が平成22年10月20日にインターネット上で公表した文書¹⁵⁾である。この文書は、本件判決を受けて本件のような年金に対する所得税課税の従来の取扱いを変更する旨を周知するものである。そして、この文書によれば、今回取扱いの変更の対象となるのは、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金を受給している者で、次の①から③に該当する者とされる¹⁶⁾。

12) 本稿「三 1.」参照。

13) 金子・前掲注(9)241頁。

14) この問題に関しては、最高裁判決研究会『『最高裁判決研究会』報告書～『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について～』（平成22年度第8回税制調査会（11月9日）資料）http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afiedfile/2010/11/24/22zen8kai6.pdf（visited at 1/18/2011）も参照

15) 国税庁・前掲注(2)参照。

16) 国税庁・前掲注(2)1頁以下。

- ①死亡保険金を年金形式で受給している者
- ②学資保険の保険契約者が死亡したことに伴い、養育年金を受給している者
- ③個人年金保険契約に基づく年金を受給している者

このうち、①はまさに本件と同じである。③については、保険契約者（保険料負担者）と保険金受取人（年金受給者）が異なる場合、保険金受取人において年金受給権に対する贈与税が課せられることになるため、本件と同種の事案となる。また、②の養育年金とは、学資保険契約の特約で、保険契約者が死亡等した場合に、学資保険が満期になるまでの間、契約所定の年金が受け取れるというものである（なお、満期までの保険料の支払いも免除される¹⁷⁾）。この際、養育年金受取人が取得する年金受給権もみなし相続財産として相続税が課せられるため、本件と同種の事案となる。このように、これらについては、本件のような定期金給付契約に該当するものであるため、当然に本判決の射程に含まれるということである。

ただし、本件の事案における年金受給権の内容が「10年総額2300万円」という「有期定期金」であったのに対し、国税庁が示した上記文書によれば、「無期定期金」や「終身定期金」も対象とされている。しかしながら、本件において最高裁は「有期定期金」に限って判断を下しており、それ以外の「無期定期金」や「終身定期金」にまで本件判決の射程が及ぶとは思われない。なぜなら、最高裁判決の論理では、相続税の課税対象となった部分が「元本」であり、それと実際に受け取る年金の差額が「運用益」にあるとされているためである。すなわち、毎年受け取る年金を「元本」部分と「運用益」部分とに区別するためには、年金受給の終期が定まっていなければならないが、それが定まっていない「無期定期金」や「終身定期金」ではそのような区別が出来ないのである。したがって、本件最高裁判決の射程は、定期金給付契約に基づく年金に関しては、「有期定期金」に該当するものに限られると思われる。

次に問題となるのは、定期預金の利子である。現在、定期預金を相続した場合、当該定期預金はその預入額と、経過利子額から源泉所得税相当額を控除した残額の合計額によって評価されている（財産評価基本通達203）。たとえば、1年満期で年利1%の定期預金1000万円を満期まで残り半年の時点で相続財産として取得した場合、この定期預金は1004万円と評価される¹⁸⁾。ただし、その後相続人の下で定期預金が満期となり、定期預金の利子10万円が支払われると、その利子全体に所得税等が2万円源泉徴収されることになる。すなわち、経過利子相当額の部分には、相続税が課せられた後に所得税が課せられているのである。これを、本件特約年金と同様に相続税と所得税の二重課税と捉えることもできる。しかしながら、仮に上記の例で被相続人が当該定期預金の満期直後に死亡した場合、定期預金の利子10万円に所得税等が課せられ、その残額8万円と元本1000万円を相続した

17) 相続税基本通達3-15参照。

18) この場合の経過利子額は、 $1000万円 \times 1\% \times 0.5 = 5万円$ である。そして、この利子額に係る源泉所得税額は、 $5万円 \times 20\% = 1万円$ なので、 $5万円 - 1万円 = 4万円$ が定期預金額1000万円に加算され、定期預金の評価額となる。

相続人に1008万円に対して相続税が課せられることになるが、これははたして二重課税といえるだろうか。このように、本件特約年金と定期預金を同列に議論することはできないのである。

さらに、特許権を相続した場合も問題となりうる。というのも、現在の実務では、特許権はそれを保有することにより将来受けることができる補償金額の割引現在価値で評価され（財産評価基本通達140以下参照）、その評価額が相続税の課税対象となる。そして、その後、実際に補償金を受領するとそれに所得税が課されている。これもまさしく本件特約年金と同じようにみえる。しかしながら、特許権はそれ自体が資産として新たな収益を生む可能性があるのに対して、本件年金受給権は将来一定金額が受け取れるというだけで特許権のように新たな収益を生むものではない。そのため、年金受給権と特許権は全く異なるものといえる。

したがって、本判決の射程は、あくまでも本件のような特約年金を含む「有期」定期金給付契約に関するものに限られると思われる。

四 特約年金に対する所得課税のあり方

これまで、本件事案に関して結論の異なる福岡高裁判決と最高裁判決をそれぞれ検討してきたが、両判決ともに問題があることが分かった。それでは、本件のような特約年金に対する課税は、現行法上どうあるべきなのであろうか。特に、保険契約者が負担した保険料と実際に受け取る年金の総額との差額は「利得」であり、従来はこの「利得」を年金受給者の所得として課税してきた¹⁹⁾。本件最高裁判決は、この考え方を否定したのである。そのため、この「利得」を現行所得税法上どのように取り扱うべきなのか、ということについて検討する必要がある。以下では、この点について若干の考察を行いたい。

まず、保険契約者が負担した保険料と実際に受け取る年金の総額との差額である「利得」は誰の所得となりうるのであろうか。それは、まさしく保険契約者の所得となると考えられる。その理由は、以下のとおりである。

例えば、ある夫婦において夫が死亡した場合に妻が年金を受け取るという保険契約を妻が締結しその保険料も妻が負担していた場合、実際に夫が死亡し妻が年金を受け取った際に保険料との差額である「利得」は妻の所得となる。これに対し、本件と同様に、上記のような保険契約を夫が締結し保険料を夫が負担していた場合、保険料負担者と年金受給者が異なることになるが、この場合において夫が死亡したら、妻は契約により年金受給権を原始取得する。すなわち、この場合における妻の所得は年金受給権の内容（本件であれば「10年総額2300万円」）である。つまり、保険料と年金受給額との差額である「利得」は、年金受給者である妻の所得ではないのである。むしろ、このことは、夫が保険料を負担することによって妻にそれだけの所得を実質的に移転させることができたということを示す

19) 従来、受取年金から保険契約者が負担した保険料を控除した残額を雑所得として課税されていた。ただし、年金を一時金として受け取った場合には、このような課税は行われていないので、このような課税は不合理であった。

ものであるから、その「利得」は保険契約者である夫の所得といえるのである。

このように考えると、その「利得」を含む年金を受け取る年金受給者に対して、その「利得」の所得税課税を行うべきであると考えられるかもしれない。確かに、一般的な相続財産であれば、相続人は相続財産の時価相当額を課税対象として相続税を負担し、その後、当該財産を譲渡した際には、所得税法60条により被相続人が取得した際の取得価額をもって譲渡所得の計算をしなければならない。しかしながら、年金受給権の場合においては上述したように、年金受給者は年金受給権を原始取得するのであって、被相続人から相続により取得するわけではない。あくまで、年金受給権は相続税法上、相続税の計算において相続財産とみなされるだけである。そのため、現行法上、年金受給権の取得価額ともいべき保険料を年金受給者が引き継ぐということはできないのである。

ただし、上述のような考え方を前提とすると、次のような批判が考えられる。すなわち、相続財産に定期預金があった場合、当該定期預金を相続した相続人の下で相続後の利息に対して所得税課税が行われる。これに対して、被相続人が死亡する直前に個人年金型の保険契約を締結し、上記定期預金を解約してそれを保険料として一括で支払った場合、保険料と受取年金の差額²⁰⁾に対して所得税は課税されない。経済的実質において双方とも当該金銭の「運用益」であるにもかかわらず、前者のみが課税されて後者が課税されないのはおかしいとの批判である。

このような批判は、経済的実質の観点からは当を得ているように思われる。しかしながら、年金受給者（相続人）は前述したように年金受給権を原始取得するのであり、それによって取得する所得は年金受給権の内容である²¹⁾。保険料と受取年金の差額ではない。これに対して、定期預金を相続した場合は相続後の利息は名実ともに相続人の所得であるから、この所得に対して所得税課税があるのは当然である。

このように法形式によって課税が異なるのは、租税法律主義の観点からしてやむを得ない面もある。それが妥当でないというのであれば、法律を改正して、その部分に対する課税を行うしかないであろう。ただし、その場合には、保険金を年金ではなく一時金として受け取る者に対しても同様の課税を行うようにしなければならないと思われる。

五 結びに代えて

これまで、生命保険契約に基づく特約年金に対しては、年金受給権に対して相続税が課せられた後、実際に年金を受領した際にも雑所得として所得税が課せられていた。この際、雑所得の計算において被相続人が負担した保険料を控除することができたので、従来の特約年金に対する所得課税は、年金そのものに対する課税というよりも、保険料と受取年金の差額に対する課税であったと思われる。本件事案では、この課税の是非が問われたのである。

20) 仮に年金が10年払いなら、予定利率によるその間の「運用益」が発生するため、保険料と受取年金に差額が生じることになる。

21) ただし、現行所得税法9条1項16号によって所得税は非課税となる。

この点、福岡高裁は、年金受給権と実際に受け取る年金は法的に別の権利であり、本件年金は相続等により取得したものではないから所得税法9条1項15号の非課税所得には当たらないとして、本件年金に対する所得税課税を容認した。しかしながら、本稿で述べたように、年金受給権を取得した段階で所得の実現があったとみることができるから、年金受給権と実際に受け取った年金が法的に別の権利であったとしても、当該年金は非課税所得に当たると考えられる。

これに対して、最高裁は、所得税法9条1項15号によって非課税とされるのは、「相続税の課税対象となった所得」であり、これと「同一の経済的価値」であるものも同号によって非課税になると解している。そして、本件では、年金総額に相続税法24条1項1号所定の割合を乗じて計算した金額が年金受給権の価額とされ、相続税の課税対象となっている。これは、特約年金の当該年金受給権取得時における割引現在価値であるから、年金の支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであるとして、最高裁は本件年金に対する所得税課税を否定した。

しかしながら、この論理を前提にすると、年金総額と年金受給権の価額の差額が相続税の課税対象ではないとされ、その部分に対しては所得税を課税しなければならないことになる。そして、実際に国税庁が公表した今後の特約年金に対する所得税の取扱いによれば、その部分に対する所得税課税が行われることになる。しかも、福岡高裁判決に対する批判として述べたように、そもそも特約年金については、年金受給権を取得した段階で所得の実現があったと考えられるので、最高裁の上記論理を取ることはできないと思われる。

以上のように、本稿では、本件最高裁判決等を検討してきたが、本件裁判で争点となったのは、特約年金にかかる保険料と受取年金の差額に対する課税ではなく、特約年金そのものに対する課税であった。前述したように、本件のような特約年金の場合、年金受給者は年金受給権を原始取得するから、当該年金受給者の下では保険料と受取年金の差額に対する課税の是非を正面から問うことは、確かにできない。しかしながら、特約年金そのものについても、本稿の検討によれば、所得税法9条1項15号（現16号）の非課税所得に当たるので、現行法上所得税を課すことはできないと思われる。したがって、現行法上は、特約年金にかかる保険料と受取年金の差額については、課税することができないと思われる。それによって不合理な結果が生まれるとすれば²²⁾、それは所得税法を改正することによって対処するほかないであろう。そのような議論が活発に行われることを期待して本稿を終えることにする。

22) 本稿「四」参照。